

一般財団法人秋田県建築住宅センター
Cポイントサービス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、センターに建築基準法第6条の2第1項に規定する確認申請及び第7条の2に規定する完了検査申請（以下「建築確認等申請」という。）をする設計事務所等に対してポイントサービス（以下「本サービス」という。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程における主な用語は、以下のとおりとする。

- (1) 「設計事務所等」とは、申請者（建築主）に代わり建築確認申請を行う事業所又はこれを代行する事業所をいう。
- (2) 「Cポイント」とは、本サービスで付与するポイントの名称をいう。

(会員登録)

第3条 本サービスは、センターが設計事務所等の申請に基づきCポイントサービス会員（以下「会員」という。）の登録を行う。

- 2 会員登録の申請は、本規程に同意した上で、Cポイントサービス会員登録申請書（様式2）により行うものとする。
- 3 会員登録は、事業所単位とし、個人名の登録はできないものとする。

(ポイントの提供)

第4条 センターは、会員が建築確認等申請を行った場合にポイントを付与する。

- 2 前項の条件及びポイントの数は、別表1による。

(ポイントの管理)

第5条 センターは、会員に付与したポイント数を建築確認台帳等により管理する。

- 2 ポイント及びポイントカードの紛失・盗難による再発行はできないものとする。

(ポイントの譲渡)

第6条 会員は、保有するポイントを他の会員に譲渡することはできないものとする。

(ポイントの交換)

第7条 会員は、保有する2000ポイントを額面2,000円相当の商品券等と交換することができる。ただし、獲得したポイントを現金に換金することはできない。

2 前項によるポイント交換は、会員本人による申し出においてCポイント交換申請書（様式3または様式4）により行うものとし、Cポイントカード交換管理簿（様式5）により管理する。

（本サービスの変更）

第8条 センターは、会員に事前に通知することなく、本規程に掲げるサービスの内容又は提供の条件を変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 会員の個人情報は、センターが別に定める個人情報保護規程により取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和7年12月1日より施行する。

別表1

建築確認等申請に伴うポイント付与数

規模等	ポイント数(P)
申請建築物の床面積が30m ² 以内の場合	100
申請建築物の床面積が30m ² を超えて100m ² 以内の場合	200
申請建築物の床面積が100m ² を超えて200m ² 以内の場合	200
申請建築物の床面積が200m ² を超えて500m ² 以内の場合	200
申請建築物の床面積が500m ² を超えて1,000m ² 以内の場合	300
申請建築物の床面積が1,000m ² を超えて2,000m ² 以内の場合	300